

# 児童手当について

お知らせ & よくある質問

問合せ先 市民文化部保険年金室 (☎84-5005)

## 児童手当とは？

中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。所得制限があります。

### 児童手当支給額

3歳未満	3歳以上～ 小学校終了前	中学生
15,000円	10,000円 第3子以降(※)は 15,000円	10,000円

特例給付 一律 5,000円

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

### ※第3子以降とは

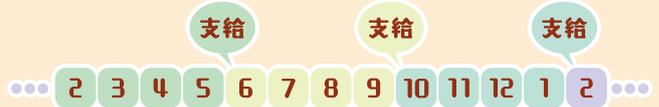
高校卒業（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの子どもを児童とし、その中で上から数えた3番目以降の児童のことを言います。

児童(=高校卒業までの子ども)



### 支給月

毎年6月、10月、2月の月初めにそれぞれの前月分までの手当をまとめて支給します。



## 受給者の方へ

### 現況届を提出してください

すべての受給者に、現況届を6月1日(水)に発送します。添付書類をご確認の上、**6月30日(金)までに必ず提出してください。**

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当てを受けられなくなる場合があります。

### 児童手当を振り込みます

平成29年2月から5月までの児童手当または特例給付(受給者の所得が所得制限限度額以上の人を対象)を**6月5日(月)**に各受給者の申請口座へ振り込みます。

※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

申請は、  
出生や転入から  
15日以内に！

児童手当は、原則として申請した翌月からの支給になります。申請が遅れると、遅れた月分の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。

- ・初めてお子さんが生まれたとき
- ・第2子以降の出生によりお子さんが増えたとき
- ・ほかの市町村に住所が変わったとき
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ・単身赴任などで児童と別居することになったときなど

## よくある質問

### Q1. 児童手当を申請する時に必要なものは？

A. 次のものがが必要です。

- 認定請求書（用紙は保険年金室にあります）
- 請求者本人の印鑑（認め印）
- 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- 請求者本人の健康保険証
- 請求者、配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※ その年の1月1日に亀山市に住民登録がなかった人

- 前住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書

### Q2. 里帰り出産をした場合は？

A. 児童手当は請求者の住所登録地で申請してください。出生15日以内の申請であれば、翌月分からの支給になります。

### Q3. 出生や転入などの申請時に、添付書類(所得証明書、健康保険証など)が揃わない場合は？

A. 書類が揃わない場合でも、申請を受け付けることができますので、期限内に申請をしてください。不足書類は後日提出していただきます。※添付書類がすべて揃わないと受け付けられない申請もあります。